

令和5(2023)年度一般廃棄物処理実施計画

1 計画の目的

本計画は、「足利市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」に基づき、令和5(2023)年度の一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について必要な施策を定め、「基本計画」に掲げる目標を達成することを目的とします。

2 計画期間

本計画の期間は、令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までとします。

3 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とします。

4 計画の対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物（「ごみ」と「生活排水」）です。

5 一般廃棄物の排出量の見込み

(1) ごみ等

(単位：t/年)

区分 種類	収 集	直接搬入	自家処理	計
燃やせるごみ	29,338	16,209	0	45,547
金属類・ 燃やせないごみ	1,362	535	0	1,897
粗大ごみ	42	0	0	42
資源物	4,204	0	0	4,204
有害ごみ	100	0	0	100
拠点回収	23	0	0	23
集団回収	2,697	0	0	2,697
合 計	37,766	16,744	0	54,510

6 収集・運搬・排出方法

家庭系ごみの収集形態は、粗大ごみ以外はステーション収集、粗大ごみは戸別収集、又は直接搬入です。収集運搬は本市が主体となり、粗大ごみ以外は委託により、粗大ごみは直営で行っています。また、直接搬入ごみの受け入れも行っています。

事業系ごみは、ステーション収集していないため、事業者自らの責任で行う他、市の許可する一般廃棄物処理業（収集・運搬業）許可業者への委託となります。

ア ごみの収集運搬方法は次表の示すとおりです。

種類		収集方法	収集回数	備考	
一般家庭から排出されるごみ	燃やせるごみ	ステーション 全域 委託	週2回	大袋 450 15円/枚 (1組 150円) 中袋 200 10円/枚 (1組 100円) 小袋 100 7円/枚 (1組 70円) 平成22年4月改定	
		直接搬入	随時	220円/10kg	
	金属類・燃やせないごみ	ステーション 全域 委託	月2回	無料	
		直接搬入	随時	220円/10kg	
	資源物	新聞紙・折込チラシ 段ボール 雑誌・その他の紙類 紙パック 布類 びん類 ペットボトル	ステーション 全域 委託	月2回	無料
		直接搬入	随時	無料	
	有害ごみ		ステーション 全域 委託	月2回	無料
			直接搬入	随時	220円/10kg
	粗大ごみ		戸別 全域 直営	—	1個又は1組につき 1,460円
			直接搬入	随時	220円/10kg
事業活動	事業系ごみは、事業者自らの責任で行うもののほか、市の許可する一般廃棄物処理業（収集・運搬業）許可業者へ委託して処理する。			持ち込みの場合 220円/10kg	

イ ごみの排出方法は次表の示すとおりです。

種類		排出方法	備考	
一般家庭から排出されるごみ	燃やせるごみ	市指定ごみ袋に入れて出す。	おむつ、落葉等は半透明か透明の袋に入れて出す。 せん定枝はしばって出す。	
	金属類・燃やせないごみ	半透明か透明の袋に入れて出す。		
	資源物	紙パック	洗って、切り開いて乾かし、ひもでしばって出す。	
		新聞紙・折込チラシ 段ボール	ひもでしばって出す。	
		雑誌、その他の紙類	ひもでしばる（雑誌）か、紙袋などに入れてしばって出す。	
		布類	半透明か透明の袋に入れて出す。	
		びん類	フタを取りびんを洗って無色透明・茶色・その他の色の3種に分けて半透明か透明の袋に入れて出す。	
		ペットボトル	フタとラベルを取りボトルを洗ってから、つぶさずに半透明か透明の袋に入れて出す。	
	有害ごみ	半透明か透明の袋に入れて出す。		
	粗大ごみ	戸別収集（事前申込制）または南部クリーンセンターへ直接搬入		

7 一般廃棄物の処理主体

ごみの収集運搬及び処理、処分の各段階における処理体制は次表のとおりです。収集運搬の主体は、家庭系ごみが本市（委託を基本としています。粗大ごみは直営で回収を実施）及び排出者（直接搬入）、事業系ごみが排出者（直接搬入）及び一般廃棄物処理業（収集・運搬業）許可業者です。

中間処理及び最終処分の処理主体は本市です。

区分 種類	収集運搬 主 体	中間処理		最終処分			
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法		
燃やせるごみ	家庭系ごみ 市(委託、直営) 排出者(直接搬入) 事業系ごみ 排出者(直接搬入) 一般廃棄物処理業(収集・運搬業) 許可業者	市(直営)	焼却	市(直営)	埋立		
金属類・燃やせないごみ			破砕・選別	市	埋立(カレット)		
				民間	売却(金属類)		
資源物			新聞紙・折込チラシ	市(直営)	選別	民間 (資源回収業者、リサイクル協会)	売却
			段ボール		選別		
			雑誌・その他の紙類		選別		
			紙パック		選別		
			布類		選別		
			びん類		選別		
			ペットボトル		選別・圧縮		
粗大ごみ			破砕・選別	市(可燃)	埋立		
				民間	売却(金属類)		
有害ごみ			委託	民間(専門業者)	リサイクル		
市で処理困難なもの	販売店・専門の処理業者などに処理を依頼						

※ 事業活動に伴って排出されるごみは、事業者自らの責任において適正に処理することを原則とします。

また、自ら処理できない場合には、市の許可する一般廃棄物処理業（収集・運搬業）許可業者へ委託するものとします。

8 災害時の廃棄物の中間処理

災害時に廃棄物が大量に発生し、中間処理施設や外部委託に支障が生じる場合には、仮置場に仮設の処理施設（破砕機等）を設置する等、状況に応じて対応します。

9 処理計画 (令和5(2023)年度目標)

(1) 本計画における目標値の設定

ア ごみの排出量の削減目標

1日1人あたりの総排出量は 1,041g/人・日を目標とします。

イ リサイクル率の目標

13.8%を目標とします。

ウ 最終処分率の削減目標

11.7%を目標とします。

(2) ごみの発生抑制、排出抑制、資源化を推進

今後のさらなるごみの減量とリサイクル、環境にやさしい適正処理の促進により、持続可能な都市を実現していきます。

ア ごみの発生抑制・減量化計画

具体的取り組み	推進施策
1 発生抑制の推進	(1)レジ袋の削減推進、マイバッグ運動の推進
	(2)生ごみの減量化(食品ロス対策、たい肥化等)の推進
	(3)廃棄物減量等推進員(クリーンリーダー制度)の充実・強化
2 啓発活動の推進	(1)減量出張PRの開催
	(2)ホームページ等による情報提供、啓発活動の推進
	(3)ごみ出し曜日等の情報メールの配信
	(4)環境教育の推進
3 事業系ごみ対策	(1)搬入チェックの強化
	(2)事業者に対する廃棄物減量化の指導
	(3)許可業者に対する分別・資源化要請
4 経済的手法によるごみの減量	(1)家庭系ごみの処理手数料の検討
	(2)事業系ごみの処理手数料の検討

イ 分別・資源化計画

具体的取り組み	推進施策
1 分別の徹底と分別収集の充実	(1)ごみの分別・出し方等説明会の開催
	(2)雑誌等の紙ごみをターゲットとした分別徹底による資源化
	(3)食品ロス対策の推進による厨芥類の排出量の削減
	(4)容器包装プラスチックの分別資源化
	(5)効率的な収集運搬体制の検討
	(6)ステーションへの排出困難者への戸別収集の検討
2 集団回収、拠点回収の充実	(1)集団回収の拡大
	(2)拠点回収場所の拡大
	(3)店頭回収の促進及び回収量を把握する仕組みの構築
3 資源化手法の研究等	(1)資源化手法の検討
	(2)廃食用油の資源化の促進
	(3)リサイクル工場の整備

ウ 適正処理・施設整備計画

具体的取り組み	推進施策
1 不法投棄対策の強化	(1)ごみステーションの適正管理
	(2)啓発
	(3)近隣市町との連携
2 適切な施設整備の実施	(1)新たな焼却施設の整備
	(2)粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設の整備
3 適正な施設運営	(1)余熱の有効活用
	(2)南部クリーンセンターの適正管理
	(3)最終処分場の適正管理
	(4)廃棄物会計基準の導入の検討
4 適正処理困難物・医療系廃棄物への対応	(1)適正処理困難物の処理方法についての情報の収集・発信
	(2)在宅医療廃棄物の処理方法についての情報の充実
5 災害廃棄物対策の推進等	(1)災害廃棄物処理計画の推進
	(2)広域的な協力体制の充実

エ 市が収集しない一般廃棄物

区 分	処 理 方 法
多量のごみ (引越しや庭木のせん定など一度に多量に出るごみ)	直接南部クリーンセンターへ持ち込むか(有料)、一般廃棄物処理業(収集・運搬業)許可業者に依頼(有料)して処理

オ 市が収集処理できないもの

区 分	処 理 方 法
ピアノ、オルガン、耐火金庫、ドラム缶、ボイラー、組立式物置、農機具、浴槽、浄化槽、温水器、便器、ポンベ、薬品類、爆発物、発火物、コンクリート製品、建設廃材、自動車部品、オートバイ部品、消火器、発煙筒、自家用水道ポンプ、ボウリング遊球、石、土、スプリング入りマットレス 上記の品目以外でも、有害物質を含むものや危険性のあるものなどは処理できません。	販売店、一般廃棄物処理業(処分業)許可業者や産業廃棄物処分業許可業者に依頼して処理
特定家庭用機器再商品化法対象品 (テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫)	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき販売店や製造事業者に引き渡して処理
パソコンリサイクル対象品	資源有効利用促進法に基づき製造メーカーに連絡のうえ処理。メーカー不明品や自作品については「パソコン3R推進センター」へ連絡して処理 市の連携・協力事業者である「リネットジャパン株式会社」に連絡のうえ、宅配便による回収を行い処理

(3) 中間処理計画

ア 概要

施設の名称	南部クリーンセンター	
所在地	足利市野田町826-1	
焼却施設		
稼動年月日	昭和58(1983)年6月1日	
処理能力	300t/日(100t/日×3基)	
処理方式	全連続燃焼式(24時間運転)	
余熱利用	場内の冷暖房、温室団地への熱供給等	
粗大ごみ処理施設		
稼動年月日	昭和58(1983)年7月1日	
処理能力	40t/5h	
破碎処理方式	回転式破碎機×1基	
リサイクルセンター		
稼動年月日	平成8(1996)年10月1日	
処理能力	2t/5h	
破碎処理方式	圧縮	
保管能力	258m ²	

1.0 最終処分計画

(1) 概要

施設の名称	小俣処分場	
所在地	足利市小俣町3005	
最終処分施設		
埋立開始年月日	平成11(1999)年9月2日	
埋立地面積	22,800m ²	
埋立容量	253,000m ³	
埋立年数	令和8(2026)年1月9日まで	
埋立方法	セル工法(即日覆土)	
浸出水処理能力	80m ³ /日	
浸出水処理方式	生物処理(接触曝気方式)+高度処理方式	

1.1 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

ア 処理方法別予測人口

(単位:人)

種別	し尿	浄化槽	公共下水道	コミュニティ・プラント	計
人口	8,100	41,028	92,718	918	142,764
区域	市内全域	市街化調整区域	公共下水道処理区域(供用開始区域)	堀里水処理センター処理区域	

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア し尿・浄化槽汚泥目標値

(単位：k1/年)

種類 区分	収 集	直接搬入	自家処理	計
し 尿	3,793	0	0	3,793
浄化槽汚泥	0	20,790	0	20,790
計	3,793	20,790	0	24,583

イ し尿及び浄化槽汚泥の処理主体

種類 区分	収集運搬 主 体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し 尿	足利市 (直営)	足利市 (直営)	標準脱窒素 処理 +高度処理	足利市 (直営)	埋立 (焼却)
浄化槽汚泥	浄化槽清掃 業許可業者				

ウ 中間処理計画

(ア) 処理施設の概要

施設の名称	東部クリーンセンター	
所在地	足利市山川町85-2	
し尿処理施設		
稼動年月日	平成5(1993)年4月1日	
処理能力	175k1/日 (し尿90k1/日、浄化槽汚泥85k1/日)	
処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理	

一般廃棄物処理業（収集・運搬業）許可業者一覧

R5(2023).4.1現在

	事業者名	所在地	
委託業者	足利市清掃事業(株)	足利市久保田町911	
	(株)横田商事	足利市羽刈町763-12	
	沢口運輸(株) 足利営業所	足利市大前町1132-1	
許可業者	足利市清掃事業(株)	足利市久保田町911	
	(株)横田商事	足利市羽刈町763-12	
	(株)鴛商 足利営業所	足利市堀込町118	
	沢口運輸(株) 足利営業所	足利市大前町1132-1	
	(株)両毛資源開発	足利市借宿町483-1	
	環境衛生管理(株)	足利市助戸大橋町1924	
	中央清掃管理(株)	足利市末広町1	
	(株)ベネッセ両毛	足利市田中町808	
	(株)新井整毛所	足利市梁田町529	
	(株)フライトワン	足利市真砂町41	
	(有)金井商店	足利市江川町1丁目6-7	
	アイ・テック(株)	足利市通2丁目2-8	
	(株)スリーアール	足利市今福町422-2	
	豊丸総合産業(有) 足利営業所	足利市小俣町3927-9	
	(有)中央環境メンテナンス 足利営業所	足利市葉鹿町513-7	
	トネリサイクルシステム(株) 足利営業所	足利市今福町127	
東邦管理(有) 足利営業所	足利市葉鹿町1丁目10-16		
(株)ヤマキ 足利営業所	足利市鹿島町678-1		
(株)十河サービス 足利営業所	足利市堀込町2929-5		

一般廃棄物処理業（処分業）許可業者一覧

R5(2023)4.1現在

	事業者名	本社所在地	
許可業者	足利市清掃事業(株)	足利市久保田町911	
	(株)横田商事	足利市羽刈町763-12	
	(株)フライトワン	足利市真砂町41	

浄化槽清掃業許可業者一覧

R5(2023).4.1現在

	事業者名	本社所在地
許可業者	足利市浄化槽管理㈱	足利市中川町3715-3
	中央清掃管理㈱	足利市末広町1
	㈱衛生管理センター	足利市五十部町1224-3
	環境衛生管理㈱	足利市助戸大橋町1924
	七海公衛㈱	足利市大沼田町508-5

※上記事業者は一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集・運搬業）許可業者です。